仕様書

１　概　要

(1)　件名

益田市役所その他の公共施設（４４０契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2)　需要場所

別紙１～別紙６に掲げる施設及びこれに附属する施設

２　仕　様

(1)　需要場所ごとの予定契約電力、使用電力量

別紙１～別紙６に掲げるとおりとする。

(2)　契約期間

令和９年４月１日以後の最初の検針日の０：００から令和１０年４月１日以後の最初の検針日の前日の２４：００まで（１年間）

(3)　需給地点

需給場所における中国電力ネットワーク株式会社の開閉所内の電源側接続地点

(4)　電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5)　保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6)　供給条件

供給電力は「ＲＥ１００　ＴＥＣＨＮＩＣＡＬ　ＣＲＩＴＥＲＩＡ※」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の電力とする。

※参考：

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/%28March%202025%29%20RE100%20technical%20criteria%20%28Japanese%29%201_0.pdf

(7)　供給の方法

対象施設で使用する電気を、需要に応じて全量供給するものとする。

(8)　検針日及び計量日

ア　検針は、原則として、各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は１kWhとし、端数は小数点以下第１位で四捨五入するものとする。

３　電気料金の算定方法等

⑴　電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

【低圧電力】

ア　固定単価契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６までを合計して得た金額とする

①－１　基本料金　契約ごとに、月ごとの基本料金単価を定め、契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金に係る力率割引を適用する場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金　契約ごとに、月ごとの電力量料金単価を定め、使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費等調整額　各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じ、又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費調整単価の変更に関する改定が発生する場合、事前に別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。離島ユニバーサルサービス調整が適用される場合は、当該供給区域の一般送配電事業者が公表する適用月の調整単価に基づき算定し、燃料費等調整額に含めて電力量料金に加算又は減算するものとする。ただし、他の料金項目に含まれている場合は、重複して計上しないものとする。

①－４　容量拠出金　基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。 なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費等調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①－５　国の補助金　国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策等の補助期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

①－６　再生可能エネルギー発電促進賦課金　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

②　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

【高圧電力】

ア　単価固定契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－６までを合計して得た金額とする

①－１　基本料金　契約ごとに、月ごとの基本料金単価を定め、契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金に係る力率割引を適用する場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　電力量料金　契約ごとに、月ごとの電力量料金単価を定め、使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費等調整額及び市場価格調整額　各月の燃料費等調整額又は市場価格調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が公表する電気需給約款の算定諸元に準じ、又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。 契約期間中に算定諸元の変更は認めないものとする。なお、燃料費等調整額または市場価格調整額を請求しない場合、本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

①－４　容量拠出金　基本料金単価又は電力量料金単価に含めるものとし、別で単価を設ける場合にあっては、契約期間内において単価変更は認めないものとする。 なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更に当たっては、燃料費等調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①－５　国の補助金　国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

①－６　再生可能エネルギー発電促進賦課金　再エネ賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

②　単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入するものとする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ　単価変動（市場連動）契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①－１から①－５までを合計して得た金額とする。

①－１　基本料金　契約ごと、月ごとの基本料金単価を定め、月契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２　従量料金　契約ごとに、月ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、ＪＥＰＸエリアプライス、スポット取引手数料、環境価値単価を加えた額に、同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３　容量拠出金　基本料金単価又は電力量料金単価に含めるものとし、別で単価を設ける場合にあっては、契約期間内において単価変更は認めないものとする。

①－４　再生可能エネルギー発電促進賦課金　再エネ賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

①－５　国の補助金　国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、 国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

４　入札金額算出方法

(1)　単価固定型契約

①　基本料金単価は、月ごとに変更して構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。

②　従量料金単価は、提供するメニューにより、月ごとに又は時間ごとに変更しても構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。

③　環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④　燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤　容量拠出金の負担額について単価を設ける場合は、年間通じて同一単価とする。契約期間が４月をまたぐ場合は、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定することも可とするが、この場合において、実際の請求時に入札単価を超えて請求することはできないものとする。

⑥　託送料金、損失率を考慮する場合は、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらず、オークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦　入札金額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策

は含めないものとする。

(2)　単価変動型（市場連動）契約

①　基本料金単価は、月ごとに変更して構わない。ただし、契約期間中は、入札時に提示した各月の単価を変更しないものとする。

②　従量料金単価に関する手数料等は、月ごとに同一単価とする。

③　環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④　ＪＥＰＸエリアプライスは、オークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は、固定単価とすること。

⑤　容量拠出金の負担額について単価を設ける場合は、年間通じて同一単価とする。契約期間が４月をまたぐ場合は、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定することも可とするが、この場合において、実際の請求時に入札単価を超えて請求することはできないものとする。

⑥　託送料金、損失率を考慮する場合は、契約期間において適用される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦　入札金額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないものとする。

(3)　電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メールにより拠点名を明示してその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、ストレージサービスによりパスワードを設定して受け渡しをする方法又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。この場合において、当該請求書及び利用明細の交付は、次の(ｱ)及び(ｲ)に定める方法又は形式としなければならない。

(ｱ)　請求書を発注者が専用のウェブサイトからダウンロードする方法により提供する場合は、当該サイトに一括でダウンロードする機能を付すること。この場合において、当該サイトに機能を付することができないときは、電子メールに添付し、又はストレージサービスによりまとめて提供すること。

(ｲ)　利用明細に記載された使用量等の情報について、発注者が随時確認し、及び容易に利用できるよう、ＣＳＶ又はＥｘｃｅｌ形式の電子データを提供すること。

ウ　経済産業省による電気・ガス価格激変緩和対策の支援を受ける場合は、同省が定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

(4)　調整後排出係数の確認資料等

受注者は、発注者の使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気であることが確認できる資料（任意様式）を、契約における電力供給の終了する日の翌月２０日までに提出しなければならない。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成１８年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第２０条の２に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合は、提出は不要とする。

(5)　電気使用量、電気料金の確認

需給契約の締結後に、電気使用量、電気料金、３０分値が確認できるウェブページの提供及びウェブページへアクセスするためのＩＤ、パスワードを発行すること。ただし、ウェブサイトを有しない場合は、発注者の求めに応じ、これらの情報を速やかに提供すること。

５　受注者の留意事項

(1)　検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2)　緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3)　使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4)　取次店

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が、取次として入札等に参加した場合は、入札において提示した価格での供給について、最終的な責任を負うこと。

(5)　支払方法

支払方法は、受注者が指定する口座に発注者が振り込むこととする。

(6)　単価変更等

該当地域の一般送配電事業者が定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、容量拠出金の負担額変更又は制度改正により、契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとし、協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取り止め、又は解除するものとし、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は、認めないものとする。

(7)　その他

力率の変動等による電気料金の調整その他この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議し

て別途定めるものとする。

６　入札参加における留意事項

本入札に参加するものは、次の各号に定める事項に留意して、競争価格の提示を行わなければならない。

(1)　入札においては、対象施設Ａから対象施設Fまでのグループを単位として提示を行うこと。

(2)　落札後の毎月の請求は、入札において用いた電気料金の算定方法に基づき行うこと。

(3)　電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(4)　参加者は、省庁、広域自治体又は基礎自治体、外郭団体等（官公庁所有施設）のいずれかに対し、直近１年以上の電力供給実績を有するものでなければならないものとし、落札者は、当該電力供給実績について、供給先名称及び契約件名、供給期間を記載した書類を、見積書提出時に併せて任意様式により提出するものとする。

(5)　以下のいずれかに該当するものは入札に参加できないものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当するもの。

イ　過去６月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出したもの。

ウ　破産法（平成１６法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていいるもの。

エ　過去３年以内に債務超過の状態となったもの。